

第4期横浜市西区地域ケアプラザ指定管理者公募についての質問と回答

令和2年1月24日
西区役所福祉保健課

第4期横浜市西区地域ケアプラザ指定管理者の公募について寄せられた質問について、下記のとおり回答します。

質問1	「指定管理者制度における賃金水準スライドの手引き」について、賃金水準の変動率の算出方法の式にある「X年度の特例給割合」とは、1年間付与する賞与の月数と解釈してよろしいでしょうか。
回答1	正規雇用職員等に適用する賃金水準の変動率の算出方法は、「指定管理者制度における賃金水準スライドの手引き」のP.3で示しているとおります。 特例給割合については、お見込みのとおり、賞与の支給割合にあたります。

質問2	「指定管理者制度における賃金水準スライドの手引き」について、臨時雇用職員等の賃金水準の変動率の算出式について、神奈川県最低賃金となっていますが、最低額の変動率を上回る改定を行っていても、神奈川県最低賃金改定率に合わせなくてはならないのでしょうか。
回答2	本市における臨時雇用職員等の変動率を計算するにあたり神奈川県最低賃金を使用しているのであり、応募団体における最低額の変動率を本市で計算する変動率に必ずしも合わせていただく必要はありません。

質問 3	「指定管理者制度における賃金水準スライドの手引き」添付の様式賃-1「賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書」の「1. 基礎単価」について、1事業につき複数名所属している場合は、支払賃金の総額・平均値・一番高い賃金・一番低い賃金等、どのような考え方をすればよいでしょうか。
回答 3	基礎単価について、その算出方法を市として規定することはありませんが、指定期間中に一律で用いる単価であるため、指定期間を通じて用いることが可能な額を算出してください。例えば、指定期間中の雇用形態別の賃金水準スライドの対象となる人件費の総額を、配置予定人数で除すことで算出した、平均額とすることなどが考えられます。

質問 4	選考会のプレゼンでパワーポイントを使用すると思われます。パワーポイントは事前に区に提出でよろしいですか。また提出メ切は決まっていますか。
回答 4	プレゼンテーションで使用するパワーポイントについては、事前に区へ提出をお願いします。提出方法はメール（ni-hukuho@city.yokohama.jp）又は窓口（西区役所2階27番窓口）へCD-ROM持参をお願いします。提出締切は、令和2年4月8日（水）17時までとさせていただきます。また、プレゼンテーションの時間は15分を予定しております。この時間は変更になる可能性があり、変更がある場合は個別に御連絡させていただきます。

質問 5	基礎単価の正職員及びパートさんそれぞれの出し方を教えてくださいいただけますでしょうか。
回答 5	基礎単価について、その算出方法を市として規定することはありませんが、指定期間中に一律で用いる単価であるため、指定期間を通じて用いることが可能な額を算出してください。